

**国民健康保険・後期高齢者医療保険
被保険者証（保険証）の更新**

問合せ先 ☎ 税務課徴収係 ☎ 内線 1115
健康ほけん課国保係 ☎ 内線 125

現在使用されている保険証の有効期限は、7月31日までとなっております。新しい保険証を7月中に郵送しますので、記載内容を確認して大切にお使いください。なお、更新の手続きは必要ありません。

有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄するか、健康ほけん課（もしくは支所）までお返しください。

※ 保険税などの納付が滞っている人には、有効期間が短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。納付についての相談窓口は、左記の通りです。早めにご相談ください。

【国民健康保険税】：税務課徴収係
【後期高齢者医療保険料】

：健康ほけん課国保係

**限度額適用・標準負担額
減額認定証**

問合せ先 ☎ 健康ほけん課国保係
☎ 内線 125

入院時の一部負担金（保険適用分）および食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」、入院時の一部負担金（保険適用分）が自

己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日までとなっております。

《国民健康保険被保険者の場合》

【認定の対象となる人】

限度額適用・標準負担額減額認定証は、国保世帯全員が住民税非課税の場合が対象です。限度額適用認定証には要件はありません。

【既に交付を受けている人・入院中（予定）の人でまだ認定証をお持ちでない人】

必ず申請が必要となりますので、被保険者証・印鑑・過去1年間で90日を超えて入院した人は入院日数が確認できる領収証などが必要です。

【申請先】 健康ほけん課国保係・各支所
《後期高齢者医療被保険者の場合》

【認定の対象となる人】

同一世帯の全員が住民税非課税の場合
【既に交付を受けている人】

認定証の有効期限は、7月31日までとなっております。引き続き対象となる人には、新しい認定証を7月中に郵送します（申請の必要はありません）。

【入院中（予定）の人でまだ認定証をお持ちでない人】

申請が必要となりますので、被保険者証・印鑑・過去1年間で90日を超えて入院した人は入院日数が確認できる領収証などが必要です。

【申請先】 健康ほけん課国保係・各支所

介護保険

○問合せ先 健康ほけん課介護保険係
☎ 内線 145、154、155

介護保険料が軽減されます

市では、下記に該当する第1号被保険者（65歳以上）に対し、平成22年度保険料の軽減を行います。

【対象者】

保険料年額が42,750円（第3段階）の人で、次のすべてに該当する人。

- ①世帯全員が市民税非課税であること。
- ②世帯の年間収入金額が120万円（世帯員3人以上の場合は、3人目から1人当たり35万円を加算

した額）以下であること。

- ③市民税課税者に扶養されていないこと。
- ④市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑤生活が困窮状態にあること。

【軽減額】

第3段階の年間保険料42,750円を第2段階相当額28,500円に軽減。※軽減を受けるためには申請が必要です。

**食費・居住費に係る負担限度額認定の
申請を受け付けています**

低所得の要介護者・要支援者が施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費や居住費は、補足給付として特定入所者介護（介護予防）サービス費が支給されます。

給付の対象者は、市民税世帯非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人で、第1段階から第3段階に分けられ、申請後直近の6月末日までの期間で負担限度額認定証が交付されます。

市では平成22年度の市民税などの確定に伴い7月から申請を受け付けています。なお、補足給付を受けるには申請が必要です。

介護保険料の納付について

市民税などの確定により、平成22年度の松浦市介護保険料を決定し、第1号被保険者（65歳以上）の納付書を6月中旬に送付しています。

また、年金から天引きされている人には、天引き前月に通知します。

皆さんの介護保険料により、介護保険が成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

消防だより

【問合せ先】松浦市消防本部 ☎0956-72-1211



身につけよう！いざという時の『応急手当』

突然のけがや病気、あなたはどうしますか？救急車が到着するまでそのまま待っているだけでは、状態の悪化をまねいて生命の危機に陥ることもあります。

そこには、手を差しのべると「救える命」があります。

大切な命を救うためには、救急隊が到着するまでの間の応急手当が必要です。あなたも応急手当の講習会を受けませんか？

☆ 応急手当（普通救命講習Ⅰ）の案内 ☆

- 日 時 7月18日（日）午後1時～4時
 - 場 所 松浦市消防本部（松浦市志佐町浦免 862）
 - 対象者 中学生以上であれば、誰でも受講できます。
 - 定 員 30人
 - 内 容 心肺蘇生法とAED（自動体外式除細動器）の使用法
 - その他
 - ①受講料は無料です。
 - ②申込方法は申込書の提出、または電話でも結構です。
 - ③修了者には「普通救命講習」の修了証を発行します。
- ※上記とは別に地域や職場で応急手当の講習を受けたい場合、5人以上の団体であれば、指導に伺います。

まちづくり市民懇話会開催

○問合せ先 まちづくり推進課秘書広報係
☎内線 305

市では、市の取り組みなどの説明を行い、皆さんの意見を今後のまちづくりに反映させるため「まちづくり市民懇話会」を開催します。日程は下表の通りです。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

月日（曜日）	会 場	時間
8月 5日（木）	星鹿公民館	午後7～9時
8月 6日（金）	福島公民館	
8月 9日（月）	御厨公民館	
8月10日（火）	調川公民館	
8月26日（木）	上志佐公民館	
8月27日（金）	鷹島開発総合センター	
8月30日（月）	今福公民館	
8月31日（火）	市役所市民ホール	

平成22年度後期高齢者医療保険料の軽減措置

○問合せ先 健康ほけん課国保係 ☎内線 126

または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

◆所得が少ない人の保険料は、世帯の所得に応じて次に掲げる割合の通り保険料の軽減措置が継続されます。

■均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	軽減割合	これらの軽減に該当すると ⇒	年間の均等割額 (42,400円) が次のようになります。
33万円以下の場合	8.5割		
※うち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (そのほか各種所得なし)の世帯	9割		4,200円
33万円+ (24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下の場合	5割		21,200円
33万円+ (35万円 × 被保険者数) 以下の場合	2割		33,900円

■所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額（前年中の総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額）	軽減割合
58万円以下の場合（年金収入で211万円まで）	5割

■被扶養者であった人の軽減

この制度加入直前に健康保険など（国民健康保険は除く）の被扶養者だった人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,200円となります。

◆これらの軽減措置については、あらかじめ手続きをする必要はありません。

◆保険料の納付が困難なときは、分割納付などの相談に応じていますので、早めに上記の窓口にご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。